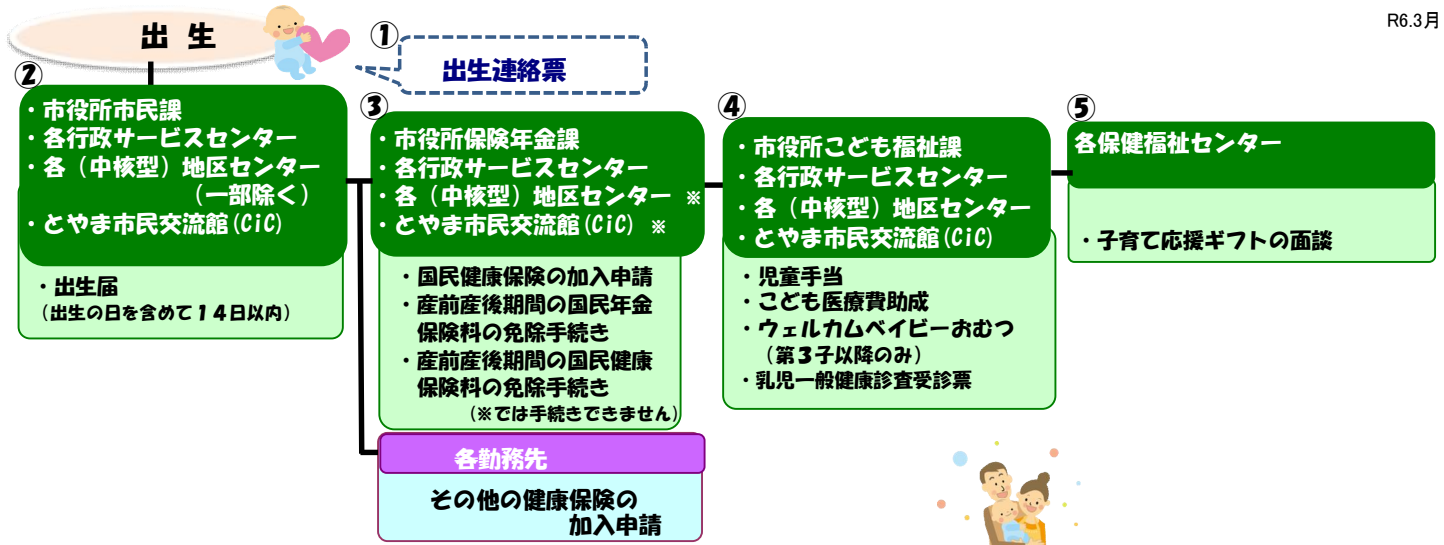



☆☆☆富山市におけるお子さん誕生後の手続きの流れ☆☆☆

R6.3月



☆☆☆手続きチェックリスト☆☆☆

申請場所	手続き内容	チェック
①	出生連絡票 (母子健康手帳に添付されているハガキまたは電子申請) ★出生後できるだけ早く(7日以内)に市公式LINEから申請、または母子健康手帳に綴じ込まれている出生連絡票(ハガキ・切手必要)でお知らせください。新生児訪問を希望される場合は、生後28日の間に助産師または保健師が訪問し、ご相談に応じます。 ★富山市以外の県内市町村へ里帰りされる方で訪問を希望される場合は、宛先を滞在される市町村宛に訂正し、お送りください。県外に里帰りされる場合は、里帰り先の市町村にお問い合わせください。 市公式LINEの お友だち登録は こちらから →  こども健康課:(076)443-2248	
②	出生届の提出 (出生の日を含めて14日以内) <必要なもの> ①出生届、②母子健康手帳 市民課:(076)443-2048 ◎富山市外でも、子の出生地・本籍地または届出人の所在地の市区町村役場であれば届出をすることができます。	
③	健康保険の加入 ★お問い合わせ先 国民健康保険:保険年金課へお問い合わせください。 保険年金課:(076)443-2065 その他の保険:勤務先へお問い合わせください。 産前産後期間の国民年金保険料免除の手続き (出産予定日の6か月前から) (第1号被保険者の方) <必要なもの> ①マイナンバーカード(※)または基礎年金番号が確認できる書類(基礎年金番号通知書など)、②母子健康手帳等 ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の⑦および⑧を提示してください。 ⑦マイナンバーが確認できる書類:通知カード(住所などが現在の住民票記載事項と一致しているもの)、またはマイナンバーの表示がある住民票の写し ⑧身元確認書類:運転免許証、パスポートなど 保険年金課:(076)443-2067	
	産前産後期間の国民健康保険料免除の手続き (出産予定日の6か月前から) <必要なもの> ①出産被保険者に関する届出書 ②母子健康手帳(出産後に届出を行う場合、戸籍謄本または母子の戸籍抄本でも可能です) ③届出される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) 保険年金課:(076)443-2065	
④	児童手当 (出生の翌日から15日以内) ・子ども医療費助成の手続き (出生後速やかに) ①健康保険証(養育者のもの)、②通帳(養育者名義のもの) ※「養育者」は原則として、父母のうち、お子さんを健康保険の扶養に入れる方となります。 必要に応じてその他の書類のご提出をお願いする場合があります。 「ウェルカムベイビーおむつ」の申請 (第3子以降のみ) こども福祉課:(076)443-2249	
	※ 乳児一般健康診査受診票 (2回分) を受け取りましたか? 乳児一般健康診査は、6~7か月、9~10か月頃の受診をおすすめしています。	
⑤	出産・子育て応援ギフトの手続き ★出産応援ギフトの申請はお済みですか? ★子育て応援ギフトの面談案内は、出産後おおむね1か月後に郵送します。 こども健康課:(076)443-2248	

☆☆☆里帰り出産をされる方は…☆☆☆



妊婦一般健康診査や産婦健康診査を県外で受けた場合、申請により費用の一部が助成(償還払い)されます。

○助成申請は、各健康診査最終受診日から1年以内に行ってください。

<申請に必要な書類>

◆妊婦一般健康診査	チェック	◆産婦健康診査	チェック
① 領収書(レシート不可)と明細書 (病院・助産所名、受診日、妊婦氏名、健診料金が明記され、領収印のあるもの)		① 領収書(レシート不可)と明細書 (病院・助産所名、受診日、産婦氏名、健診料金が明記され、領収印のあるもの)	
② 富山市妊婦一般健康診査受診票兼健康診査費請求書 (未使用のもの) ※太枠内はご自身で記入してください。		② (1)富山市産婦健康診査受診票兼健康診査費請求書 (医療機関にて結果等記載されたもの) (2)健診時に本人が記載した質問票 ★(1)(2)両方必須です。片方のみの場合助成できません。	
③ 母子健康手帳の妊婦一般健康診査を受診したことの分かる箇所の写し		③ 母子健康手帳の産婦健康診査を受診したことの分かる箇所の写し (出産の状態、出産後の母体の経過が記載されたページ)	
④ 妊婦名義の金融機関の通帳 (ゆうちょ銀行は振込み可能なもの) ※他人名義の口座に振り込む場合、委任状が必要です。		④ 産婦名義の金融機関の通帳 (ゆうちょ銀行は振込み可能なもの) ※他人名義の口座に振り込む場合、委任状が必要です。	

◆新生児聴覚検査費について

県内委託医療機関等以外や県外の医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合、申請により費用の一部が還付されます(償還払い)。

○還付申請は、検査を受けてから6か月以内に行ってください。

<申請に必要な書類>

- 富山市新生児聴覚検査受診票兼検査費請求書(様式第1号) * 医療機関等にて検査結果等が記載されているもの
- 新生児聴覚検査を実施したことが分かる医療機関発行の領収書および明細書
- 富山市新生児聴覚検査費助成交付申請書兼請求書 * 申請の際、窓口にて記載していただきます。
- 振込先の分かるもの(通帳、キャッシュカード等)

<注意>

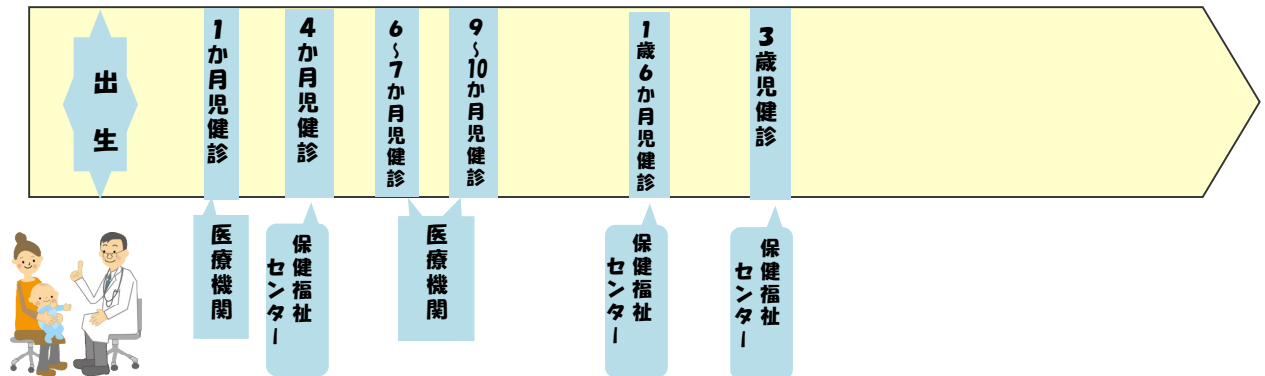
- 原則、郵送での申請はできません。必ず窓口までお越しください(代理の方でも可)。
- 1回の受診につき、市が定めた助成額を限度として支払われます。
- 助成金は申請後、書類審査を行い、指定された口座に振り込まれます。
- 妊婦精密健康診査は、県内での使用に限ります。(償還払いの制度はありません。)

<申請窓口>

各保健福祉センター、市役所こども健康課



☆☆☆お子さんの健康診査について☆☆☆



※4か月、1歳6か月、3歳児健康診査は集団健診にて実施しています。対象の方には個別通知いたします。

※出生後の手続きにあわせて乳児一般健康診査受診票を2回分発行しています。満1歳の誕生日の前日まで、県内の医療機関において無料で受診できます。6〜7か月、9〜10か月頃を受診をおすすめしています。

保健福祉センターをご利用ください!

保健福祉センターでは、妊娠、出産、子育て期の様々な疑問・悩みについて、気軽にご相談いただけます。

- 中央保健福祉センター Tel.422-1172
- 南保健福祉センター Tel.428-1156
- 北保健福祉センター Tel.426-0050
- 大沢野保健福祉センター Tel.467-5812
- 大山保健福祉センター Tel.483-1727
- 八尾保健福祉センター Tel.455-2474
- 西保健福祉センター Tel.469-0770

富山市こども健康課
Tel. 443-2248